

福祉事業実施規程

浅口市社会福祉協議会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浅口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、住民福祉の向上のために行う援護、育成又は更生等、各種福祉事業の実施について定めることを目的とする。

(受給資格)

第2条 この規程により給付又は助成等を受ける対象となるものは、浅口市の住民又は浅口市内の福祉関係団体であり、第2章以下各条項に定める要件を備えたものでなければならない。

(定義)

第3条 この規程において「浅口市の住民」とは浅口市の住民基本台帳に登録され居住している者、又は浅口市の住民である者が、病気療養等のための入院もしくは福祉施設等に入所のため一時転出している者をいう。

2 この規程において「低所得世帯」とは市民税が均等割以下の世帯をいう。

3 この規程において「生活困窮世帯」とは、生計中心者が疾病等で生活保護世帯に準ずる世帯をいう。

4 この規程に年令の定めのあるものについてはすべて満年令とする。

5 「支給基準日」の定めのあるものについては、支給基準日現在においてこの規程に定める要件を備えた者が受給できるものとする。

(事業経費の財源)

第4条 この規程に基づいて実施する事業経費は市補助金、県共同募金会の交付金、一般福祉寄付金その他をもってこれに充てるものとする。

(現物給付)

第5条 この規程において現物給付の定めのある場合においても、援護の目的を達成するため現物支給が適当であると会長が認めたときは、同相当価格の現物給付にかえることができるものとする。

(給付制限)

第6条 同一の事業による各種援護金は、重複給付しないものとする。ただし、第4章に定める事業に関するものはこの限りでない。

第2章 老人福祉事業

(ふとん丸洗い)

第7条 次の各号に該当する者に対し、より快適な生活を営むため、ふとんの洗濯を実施する。

- (1) 寝たきり、認知症、又は、一人暮らしであること。
 - (2) 在宅であること。
 - (3) 65歳以上であること。
- 2 ふとんの洗濯を希望する者は、申請書を提出する。
 - 3 第1項に該当する者が使用するふとん1組の洗濯、消毒、乾燥を8月中に実施する。
 - 4 ふとんは、原則として上ふとん、下ふとんを1組とする。
 - 5 洗濯業者は、ふとんを持ち帰り、洗濯の後配達する。
 - 6 洗濯料金は、業者の請求により1組7,000円以内で会長が審査のうえ支払う。

第3章 児童福祉事業

(心身障害児童就学援助)

第8条 次の各号に該当する児童を養育中の保護者に心身障害児童就学援助金を支給する。

- (1) 心身障害者手帳又は、療育手帳を持っていること。
 - (2) 義務教育課程にあること(小学校、中学校、養護学校小中学部に在籍していること)。
- 2 支給基準日は、毎年4月10日とする。
 - 3 援助金は、民生児童委員を通じて申請し、審査のうえ6月中に支給する。
 - 4 支給額は、10,000円以内とする。

(両親のいない児童の援護)

第9条 両親のいない義務教育終了前の児童等を養育中の者に援護金を支給する。

- 2 支給基準日は、毎年4月10日とする。
- 3 援護金は、民生児童委員を通じて申請し、審査のうえ6月に支給する。
- 4 支給額は、年間20,000円以内とする。

(父子・母子家庭の援護)

第10条 次の各号に該当する父子又は母子家庭の内、当該年度の市民税が均等割以下の世帯に援護金を支給する。

- (1) 離婚又は死別していること。
 - (2) 離婚又は死別はしていないが、現実にそれに近い状態にあること。
 - (3) 義務教育終了前の児童等を扶養していること。
- 2 支給基準日は、毎年12月1日とし、12月中に支給するものとする。

3 支給額は、共同募金歳末援護金の募金の範囲内において、養育中の幼児、児童、生徒の人数により次のとおりとする。

- (1) 1人 4,000円以上
- (2) 2人 4,000円以上
- (3) 3人以上 4,000円以上

(乳幼児の援護)

第11条 次の各号に該当する者に乳幼児養育援護金を支給する。

- (1) 2歳未満の乳幼児を養育していること。
 - (2) 低所得世帯であること。
 - (3) 在宅者であること。
- 2 支給基準日は毎年4月10日とする。
- 3 援護金の申請は、民生児童委員を通じて行い、審査のうえ5月中に支給する。
- 4 支給額は、1世帯年間8,500円以上とする。

第4章 その他の福祉事業

(重度心身障害者(児)援護等)

第12条 重度心身障害者(児)(身体障害者(以下「身体」という。)手帳1級から3級、療育手帳(以下「療育」という。)A・B、及び精神障害者保険福祉手帳(以下「精神」という。)1級から3級の保持者)に対し、その福祉の増進を図るため、次の各号に該当する者(児)に対して援護金を支給するものとする。

- (1) 在宅者であること、ただし、一時的な入院(3ヶ月未満程度)は在宅者とみなす。
 - (2) 当該年度の市民税が均等割以下の世帯であること。
- 2 援護金の支給を受けようとする者は、会長に対し毎年11月中に重度心身障害者(児)援護金申請書(様式第1号)と課税閲覧同意書(様式第2号)を提出する。
- 3 会長は、毎年12月20日までに申請書等を審査のうえ、援護金支給者を決定して交付する。
- 4 支給額は、共同募金歳末援護金の募金の範囲内において、身体、精神1級及び療育Aの者は5,000円以上、身体、精神2級及び療育Bの者は4,000円以上とする。
- 5 申請書等を審査の結果、援護金の対象外となった者については、すみやかに却下決定通知書(様式第3号)を送付する。

(心身障害者扶養共済掛金補助)

第13条 岡山県が実施している心身障害者扶養共済制度(昭和45年岡山県条例第21号)の加入者の掛金に対し一部を補助する。

- 2 補助を受けようとする者は、会長に申請書を毎年3月31日までに提出する。
- 3 会長は、年間1口の掛金の3分の2以内を3月末日までに掛金の支払者に支給する。

(生活困窮世帯の援護)

- 第14条 歳末たすけあい運動で寄せられた義援金等により生活困窮世帯等、恵まれない人が明るい歳末を過ごせるよう援護金を支給する。
- 2 援護金の支給額は、共同募金歳末援護金の募金の範囲内において、1世帯当たり5,000円以上とする。
 - 3 支給基準日は、12月1日とする。
 - 4 民生児童委員は、担当地区内の該当世帯を12月10日までに、会長に報告する。
 - 5 会長は前項の報告にもとづいて、12月末日までに支給する。

(応急援護等)

- 第15条 会長は、低所得で生活保護法、精神衛生法、その他福祉関係法の保護措置決定を受けるまでの間、応急援護を必要とする者、又は行路病人、災害その他で緊急援護を要すると認めるときは、その実情に即応した援護又は見舞いを行うことができる。

(その他の一般援護等)

- 第16条 その他会長において援護又は寄付、負担等必要と認められる場合は、支出することができる。

第5章 雑 則

(援護対象者の決定)

- 第17条 会長はこの規程を公正、的確に実施するため、低所得の認定及び各種援護対象者の認定に当たって、本会において措置しがたいものは民生児童委員本会又は、担当民生児童委員の意見を聞いて決定するものとする。

(委任)

- 第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。